

町民課 資産税係(内線2119)

取得時期	条件	償却資産申告時の添付書類
① 平成24年5月29日 ～ 平成28年3月31日	(1)「再生可能エネルギーの固定買取制度」の認定を受けて取得した発電設備(蓄電装置、変電設備、送電設備を含む)であること。 (2)認定通知書に記載されている「発電出力」が10キロワット以上の太陽光発電設備であること。	(1)経済産業省が発行する「再生可能エネルギー発電設備の認定通知書」の写し (2)電気事業者と締結している「特定契約書」
② 平成28年4月1日 ～ 平成30年3月31日	(1)「再生可能エネルギーの固定買取制度」の認定を受けていない再生可能エネルギー発電設備であること。 (2)再生可能エネルギー事業者支援事業費にかかる補助金を受けて取得した、自家消費型太陽光発電設備であること。	(1)再生可能エネルギー事業者支援事業費にかかる補助を受けていることが分かる書類 (一般社団法人 環境共創イニシアチブが発行する「再生可能エネルギー事業者支援事業補助金交付決定通知書」の写し)

町民課 資産税係(内線2119)

**【未登記家屋の所有者を変更したとき】**  
登記されていない家屋の所有者が変更されたときは、年内に届出をしてください。  
年内に届出がないと、翌年度以降も前の所有者に課税されてしまいます。  
お忘れなく届出をしてください。

**【取り壊しをしたとき】**  
家屋を取り壊したときは、年内に届出をしてください。  
年内に届出がないと、翌年度以降も課税されてしまうことがあります。  
※家屋に対する固定資産税は、毎年1月1日現在に存在するものに課税されます。  
※取り壊した建物の用途や取り壊し状況により、土地における住宅用地の特例措置が受けられなくなる場合があります。

**【新築・増築をしたとき】**  
新築・増築等で家屋が完成しましたら、ご日程調整のうえ、家屋調査に伺います。  
入居前に家屋調査をご希望される方は、お早めにご連絡ください。  
連絡ください。

次のようなときは、役場1階 町民課 資産税係に、届出をお願いします。

**家屋の新築・増築・取り壊しは  
役場に届出を...**  
町民課 資産税係

健康の秘訣は、  
いつまでも自分の歯で  
おいしく楽しく食べること!



子町長から表彰を受けました。  
伊岐津志の立川義人さんは、御年80歳にして、ご自分の歯を31本も保っています。きれいな歯並びにびっくり!  
「歯の健康を保つコツは、1日3回の歯みがきと、年に1回の歯科検診の案内が届いたら、ちゃんと検診を受けること、そして異変を感じたらすぐに歯科を受診すること」と笑顔で教えてくださいました。  
いつまでもご自分の歯で、元気に長生きしてくださいね!



11月24日(金)、80歳で自分の歯を20本以上保たれている方を称える「8020運動」の表彰式が行われました。今年度の該当者は18名。そのうち12名のみなさんが出席され、金